

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 - 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、<u>次のⅠ、Ⅱに記載される業務であること。</u> <u>Ⅰ. 直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</u> ①～⑱ (略) ⑳ <u>医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、</u> <u>当該医療法人が開設する病院若しくは診療所に入院していた者若しくは通院している者、</u> <u>又は当該医療法人が開設する病院、診療所若しくは訪問看護ステーションから訪問診療若しくは訪問看護を受けている者</u> <u>に対して、当該医療法人が配食を行うもの</u> ※ <u>なお、例えば3年前に入院して現在は受診していないような者は対象外となること。</u> <u>Ⅱ. 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する以下の業務であること。</u> ㉑ <u>海外における医療施設の運営に関する業務</u> ※ <u>当該業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資も可能とすること。その際、出資の価額は、繰越利益積立金の額の範囲内とする。</u> ※ <u>具体的な運用に当たっては、「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年医政発0319第5号厚生労働省医政局長通知)を参照すること。</u>	(別表) 第6号 保健衛生に関する業務 保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務の全てをいうのではなく、<u>直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる以下の業務であること。</u> ①～⑱ (略) (新設) (新設)